

教育事務所だより

平成 30 年 3 月 28 日発行

憤りを消し去った3秒の言葉

所長 木下 雄介

ベンチにいない監督

他管の中学校の女子バレーボール部の顧問を任されたことがあります。全く経験のない者が優れた指導者の後を引き継ぎましたので、苦勞していました。指導用のビデオのセットに10万円を遣いましたが、惜しいとは思いませんでした。それなりのプレッシャーや使命感を感じていたのだろろうと思います。そうして迎えたバレー部監督3年目は、教員になって11年目の年でもありました。

11年目研修の受講者の勤務校を会場にして、授業公開と授業研究を行う研修が行われることになっていました。私の勤務校には受講者が二人いましたので都合がよかったのでしょう、会場の候補となりました。もう一人の受講者も女子バレー部の顧問でしたが、校長は研修当日が地元で開催されるバレーボールの地区大会と重なることを承知で会場を引き受けました。

チームは予選を突破し、地区大会への出場権を得ました。大会当日は、男子バレー部の副顧問が監督を務めてくれました。試合のことを気にしながら、私たちは授業を公開しました。私は不満でした。廊下ですれ違ったとき、「よくあの題材を選ばれましたね。」と褒めてくださった教育事務所長に、一言「やけくそです。」と半ば吐き捨てるように応えてしまいました。

抑えられない感情

1回戦は勝ったものの、チームは2回戦で敗れました。私の不満を憤りに変えたのは、相手ベンチの監督が11年目研修の受講対象者だという情報でした。もちろんその監督は研修を欠席する許しを得ておられたわけですし、私たち顧問がベンチにいれば勝てたというわけでもありません。しかし、部員たちを裏切ってしまったという思いと、同様の扱いを受けられなかったことに対する怒りに、心は波打っていました。

研修の閉会式が終わろうというときの、「他に何かありませんか。」という司会の言葉に、私は思わず反応しました。立ち上がり、思いをぶつけ

ました。主訴としたのは、11年目研修は都合が悪ければ出なくてもよい研修なのかどうかの確認でした。実際は、別の競技の監督として出場した中国大会の途中に、教務主任研修のために帰県させられた過去の記憶とともに、部活動に注いだ情熱と時間、築き上げてきた部員との関係の価値などが認められなかった無念さが爆発したというのが本音でした。

指導主事の方々は、思わぬ発言に事務所長に耳打ちして説明したり、私を叱りつけたりしました。他の受講者にとっても、機を誤った迷惑な訴えでした。今更ですが、あのときの無礼をお詫びいたします。

邂逅

指導主事の中に一人だけ全く異なる対応をしてくださった方がありました。穏やかな表情で、座った私と同じ目線まで低くなり、「そうですか。そんなことがあったんですか。」と、ただそれだけをおっしゃいました。私の心は一瞬にして静まりました。憤まんやるかたない思いだった自分が客観的に見えてきて、恥ずかしくなるほどでした。それは本当に不思議な体験でした。これが受容するということなんだ、受容されることにはこれだけの重さがあるんだと気づかされた瞬間でした。

その方は、生徒指導専任の指導主事でした。本当のプロフェッショナルだと思いました。私にはたった一言をくださっただけで、師と仰ぐ人を問われれば、真っ先にこの方を挙げます。教師として、人として大切なことを、さりげなく、衝撃をもって教えてくださったことに、心から感謝しています。

なぜかその翌年の11年目研修には、受講者の学校を会場とした授業研究がなくなっていました。このことと私の行為は関係ないと思いますが、あの研修の受講者の中に、私のことを「11年目研修をぶっ壊した男」と、会う度に親しみを込めて揶揄する方がいらっやいます。その方が、教職員の研修を取り仕切る機関の長をお務めになったというのも不思議です。あの相手チームの監督さんは、管内の中学校の校長先生です。私がおの方だったと知ったのは、当事務所に勤め出してからでした。20年余りの時を隔て、あのときの師の言葉が、また鮮明に蘇ったのでした。

今年度の学校訪問指導を振り返って

～平成29年度学校訪問指導の実施状況について～

今年度、松江教育事務所が実施した学校訪問指導の総数は**375回**で、学力育成に係る学校訪問は**240回**でした。このうち学校の希望に基づいて実施した訪問指導は、「**継続型訪問指導**」**104回**（**11校**）、「**申請訪問指導**」**96回**でした。

今年度は、学校からの要望によって「**4月上旬からの学校訪問指導**」と、比較的経験の浅い教師等を対象とした「**授業力向上型申請訪問指導**」の2点を改善しました。活用していただいた学校の事例や感想を紹介いたします。



スタートダッシュ!

① 4月上旬からの学校訪問指導の活用

松江市立宍道小学校では、平成29年10月に開催された島根県教育研究大会（松江大会）に向け、「自ら考え、思いを伝え合い、共に課題を解決しようとする子どもの育成」を研究主題として研究に取り組みられました。平成28年度に算数と特別活動で継続型学校訪問指導を活用され、平成29年度も研究実践をできるだけ早く始めたいとの電話をいただき、4月初旬に来所されました。

特別活動については、その際、昨年度の研究実践をまとめた「実践集録」をもとに振り返り、「学級活動（1）」とは学級の子どもたち全員で協力し合って活動し、こんな学級になりたいと願う共通の目標（学級目標）を目指す活動であり、学級目標がその後の学級会活動の方向性を決定づける」ということを確認されました。

平成29年度も引き続き算数と特別活動の継続型訪問指導を希望されましたが、継続型訪問指導実施校の決定は5月下旬になることから、中途の申請訪問指導を活用し、4月中旬に学級活動（1）議題「6年2組の学級目標を決めよう」の研究授業を実施されました。

このように、昨年度の研究実践（D）を受け、4月に「**実践集録**」での**振り返り（C）⇒振り返りに基づいた研究授業（A）**をされたことで、研究推進の空白期間になりがちな年度当初を有効に使われました。

5月からは継続型学校訪問指導を活用しながら研究実践を重ね、研究大会では学級活動（1）議題「2学期にがんばることの作戦を立てよう パート2」を公開されました。しんじつ子広場（校内音楽会）での発表の練習の仕方を決める学級会でしたが、学級目標の「みんなで協力して」を共通の目標として、その視点に立った理由を挙げて自分の考え、思いを伝え合い、練習の仕方を決めることができました。繰り返し学級目標を意識した学級会を行ってきた成果だと思います。

② 「授業力向上型」申請訪問指導の活用

今年度新設した「授業力向上型」申請訪問指導を**14校**に活用していただきました。「授業力向上型」申請訪問指導は、比較的経験の浅い教員を対象とした訪問指導で、研究授業に加え個別の指導を実施するのが特徴です。学習指導案は略案でもよいとしており、授業や協議への参加者についても学校で決めることができます。活用された学校の感想の一部を紹介します。



○個別指導の時間があり、悩んでいた中学校への引継ぎのこと、登下校のサポートのこと、小学校の間に取り組んでおくべきことなどの相談・アドバイスをいただくことができました。また、児童の実態を考慮して、参加する教員を、児童とのかかわりのある人に限ったかどうかと事前にアドバイスしていただいた。児童も安心して授業を受けることができた様子であった。（授業者）

○講師による研究授業でしたが本校の授業スタイルや校内研究、また授業における子どもたちへの個別支援や全体指導、学習の組み立てなど、全教員がそれぞれに自分の指導に立ち戻って考えることができるよい機会となりました。有効な訪問指導の形だと感じました。（研究主任）

来年度の改善事項について

① 「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」を支援する

「授業参観型訪問指導」を新設します！

今年度は指導主事が管内の全ての小学校を訪問して、新学習指導要領「総則」「特別の教科 道徳」について説明を行いました。来年度は中学校において、同様の訪問を実施します。しかしながら、「特別の教科 道徳」についての説明が中心になるため、学校が「総則」についての理解をより深めることができるよう、説明後も継続して支援する必要があると考えます。そこで来年度は、「総則」に示された「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」を支援できるよう、従来の継続型訪問指導、申請訪問指導に加え、学校のニーズに合わせた「授業参観型訪問指導」を新設し、平成30年度はすべての小学校、平成31年度はすべての中学校で、下の4つのいずれかの学校訪問指導を必ず選択することで、新学習指導要領完全実施に向けた支援体制を整えました。

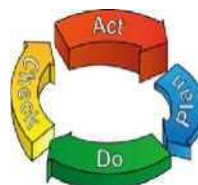
詳しくは4月上旬に送付する「平成30年度 学校訪問指導実施要項」をご覧ください。

授業参観型訪問指導



先生方の普段の授業を見てもらって、うちの学校の授業改善についてアドバイスをいただくいい機会になるね。

継続型訪問指導



学校の研究計画、研究実践、振り返り、改善について、年間を通して5回～10回程度助言・指導してほしいな。

申請訪問指導 ア 研究推進型



今年は研究大会での授業公開があるので、この機会に指導・助言のある研究授業を行い、全校で研究に取り組みたいわ。

申請訪問指導 イ 授業力向上型



講師の先生には、指導主事に助言・指導を受ける機会がないのかと思っていたら、昨年からあるようだ。声をかけてみよう。

② 継続型訪問指導が、より学校のPDCAサイクル構築に役立つよう

年間の活用の見通しを協議する場を設定します！

継続型訪問指導では、これまで研究発表会、教育研究大会に向けての活用が多いことから、研究推進計画（P）と研究実践（D）のみへの支援で終了してしまう傾向がありました。「授業実践のまとめ」等学校の教育活動のチェック（C）や、それを受けての授業実践（A）、今年度のまとめを踏まえた来年度の研究計画の作成（P）まで支援していくと、より学校のPDCAサイクル構築に役立つと考えます。そこで、来年度からは、1回目の訪問時等に、年間の活用の見通しについて協議する場をもつことにしました。

来年度も、学校訪問指導の積極的な活用をお願いします。

「特別の教科 道徳」Q&A

今年度はすべての小学校を対象に、「特別の教科 道徳」(道徳科)の大切なポイントについて説明してきました。先生方からいただいた主な質問についてまとめましたので、次年度からの指導にご活用ください。

中学校でも、平成31年度からの完全実施に向け、次年度より全部、または一部の内容を新学習指導要領の規定により実施することができるようになります。次年度中に学校訪問を実施し、道徳科について説明いたしますが、各校におかれましても、完全実施へ向けた準備を進めていただきますよう、お願いいたします。

「考え、議論する道徳」にするために、どのような授業をしていけばいいのですか？

道徳科の目標に、「道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して」と示されています。道徳の時間の指導にあたって、「○○しなければならない」「□□してはいけない」などと言われることもありますが、指導方法に決められた形式があるわけではありません。問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど、指導方法を工夫していくことが求められます。

道徳科の目標に「多面的・多角的に考え」とありますが、どういうことですか？

よりよく生きる基盤となる道徳性を養うためには、多様な感じ方や考え方に接することが大切です。物事を一面的に捉えるのではなく、様々な視点から物事を理解し、児童生徒自らが考えを深めていけるようにすることが大切です。複数の登場人物の心情をもとに自分の考えを深めたり、相反する道徳的価値について一方を選択したりするような学習も考えられますが、あくまでも、ねらいによりよく迫るためにどうすればいいかという視点で指導の工夫をしていくことが大切です。

授業の終末は、どのようにすればいいのですか？

特定の終わり方があるわけではありません。「小学校(中学校)学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」第4章第2節「道徳科の指導」の中に、「終末の工夫」「説話の工夫」などが記されていますので、参考にしてください。

どのような視点で評価をするのですか？

道徳科の目標を踏まえ、評価にあたっては、次の二つの視点を重視する必要があります。

- 一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展しているか
- 道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているか

道徳科では、何を評価すればいいのですか？

内面的資質である道徳性が養われたかどうかは、容易に判断することができません。道徳科の評価にあたっては、次の点に留意しながら、児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を捉えていきます。

- 個々の内容項目ごとではなく、大きくまとまりを踏まえた評価とすること
- 他の児童生徒との比較による評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます評価とすること
- 数値などではなく記述式で行うこと

「道徳性」の評価ではないということですが、通知票の所見に「友情について考えた時間では、～」などと書いてはいけないのでしょうか？

通知票の記述については校長判断によりますが、その評価を児童生徒や保護者が読んだときに、何について認められたのかがよく分かるようにするために、そのような表現を入れることも考えられます。

指導要録においては、具体的な内容を記述する必要はありませんが、行動の記録や総合所見と区別する意味でも、道徳科における学習状況や道徳性に係る成長の様子をしっかりと評価していくことが大切です。

指導案に、評価の観点や評価規準をどのように書けばいいのですか？

学習指導案の書き方は、各校の考え方によります。「小学校(中学校)学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」第4章第2節「道徳科の指導」に、学習指導案についての記述があるので参考にしてください。

教科書以外の資料を使いたいのですが。

「私たちの道徳」や「しめの道徳」などは引き続き使用することができます。採択されたもの以外の教科書は、著作権上、原則として使用できません。

「私たちの道徳」は、平成30年度は中学校のみの配布となります。小学校版は、文部科学省『道徳教育アーカイブ ～「道徳科」の全面実施に向けて～』などからダウンロードすることができます。

「道徳教育アーカイブ」とは何ですか？

「考え、議論する道徳」の授業づくりの参考となるよう、文部科学省がWeb上に公開しているものです。授業映像、指導案、読み物資料などが掲載されていますので、授業づくり、校内研修等でご活用ください。

(『<https://doutoku.mext.go.jp/>』をご覧ください。)

小学校複式学級での指導をどのようにすればいいか教えてください。

「複式学級の手引き」が一部改訂され、島根県教育用ポータルサイトや「EIOS-しまねの教育情報Web」(<http://eio-shimane.jp/>)等に掲載されています。

道徳科のほか、平成30年度より新学習指導要領の規定となる総合的な学習の時間、特別活動、また、移行期間中における外国語活動についても改訂していますので、ご覧ください。



特別支援学級における指導は、どのように考えればいいですか？

通常の学級と同様に実施し、評価も行います。ただし、下学年の目標及び内容の一部または全部によって替えることができます。

知的障がいがあり、道徳科の時間を設定して指導することが難しい場合、各教科や各教科等を合わせた指導の中で各内容項目を扱うことができます。その際、道徳教育全体計画の中に位置付け、何をどこで扱うかを年間指導計画や別葉等に示します。また、すべての内容項目を指導することに留意します。

特別支援学級の児童生徒が交流学級で学習する場合に配慮すべきことを教えてください。

道徳科の指導は、原則として学級担任が行います。交流学級で学習する場合、そのねらいを明確にすること、指導者が児童生徒の実態をしっかり把握していることなど、留意が必要です。評価は、特別支援学級の担任が行います。ご不明な点は、松江教育事務所までご相談ください。

特別支援教育支援専任教員の取組（今年度を振り返って）

今年度より新たに「特別支援教育支援専任教員」が配置され、一年が終わろうとしています。迅速・継続をモットーに活動してきた今年度の取組の概要を簡単にまとめました。

◎今年度の相談校数、及び相談回数

小学校36校、中学校17校 のべ327回 (3月初旬現在)

◎主な相談形態、動き

- ・教育センター、市教委の研修等で新任の特別支援学級担任の先生方全員にお会いすることができました。
- ・主に管理職、特別支援教育コーディネーターから連絡をいただき、相談に出かけました。
- ・中学校より小学校、特別支援学級より通常学級からの相談が多くありました。

◎主な相談内容

通常学級；「子どもの具体的な支援のあり方」「授業づくり」「保護者との関係づくり」等
特別支援学級；「学習内容」「実態把握」「校内体制」「教育課程」等

相談後には、先生方から「不安なことをすぐに相談することができ、とても助かった」、「親身になって相談に乗ってもらった」、「話したことで気持ちが楽になり、生単をがんばろうと思った。」等の声をいただきました。

特別支援教育支援専任教員が配置された理由の一つとして、「近年、特別支援教育に関する子どもの相談体制は整ってきているが、教員の相談ができる場所が少ない」という現状があります。今後も松江市、安来市教育委員会、特別支援学校センター的機能などの諸機関との連携を図りながら、先生方の悩みや困りに寄り添った対応したいと思っています。

ほんの些細なことでもよいのでご相談ください。子どもたちについて一緒に考え、嬉しかったことやうまくいったことを一緒に喜んだり、時には弱音も吐けたりする関係づくりに努めながら、チーム学校として特別支援教育に取り組むお手伝いできればと思っています。

来年度もたくさんの先生方とお会いできるのを楽しみにしております。



特別支援教育支援専任教員（中島恭子） 直通電話（0852）32-5791

移行措置のポイント

新学習指導要領は小学校が平成 32 年度、中学校が平成 33 年度から全面実施となりますが、平成 30 年度より小学校・中学校とも移行期間が始まります。詳しくは、「EIOS-しまねの教育情報 Web」に掲載されている「**小学校・中学校教育課程の編成・実施の手引-Q & A-移行措置編**」（平成 30 年 1 月島根県教育委員会）を参照してください。

平成 30 年度における項目は以下のとおりです。指導内容の欠落が生じないように留意が必要です。

【小学校】（△：追加、適用又は新規の項目 ▽：省略の項目）

新学習指導要領の規定による	総則、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動 ※ 総合的な学習の時間における「プログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための学習活動」は除かれている
現行学習指導要領の規定にかかわらず、全部又は一部について新学習指導要領によることができる	生活、音楽、図画工作、家庭、体育
現行学習指導要領の規定にかかわらず、その全部又は一部について新学習指導要領によることができる しかし、現行学習指導要領による場合には次のとおりとする	国語 第 4 学年「学年別漢字配当表」に追加と省略あり【要確認】 △ 現行配当表外から 20 字追加、第 5 学年から 4 字移行、第 6 学年から 1 字移行 ▼ 第 5 学年へ 21 字移行、第 6 学年へ 2 字移行
	社会 第 5 学年「領土の範囲」に適用あり【要確認】 △ 領土の範囲（竹島や北方領土、尖閣諸島が我が国の固有の領土であることに触れる）
現行学習指導要領の内容の取扱い及び内容等を次のとおりとする	算数 第 3 学年「長さ」「重さ」に適用あり【要確認】 △ 「長さ」「重さ」（接頭語「k」「m」に触れる） 第 4 学年「面積」に適用、追加あり【要確認】 △ 「面積」（接頭語「k」「m」に触れる） △ 「面積」（面積の単位と既習の単位との関係）
	理科 第 4 学年「電気の働き」に省略あり【要確認】 ▼ 「光電池の働き」（第 6 学年へ）
新学習指導要領の規定の全部又は一部によるものとし、次のとおり必ず指導する事項が規定されている	外国語活動 第 3・4 学年に新規あり【要確認】 △ 「音声やリズムに慣れ親しむ」「言葉の面白さや豊かさに気付く」「聞くこと及び話すことの言語活動」 第 5・6 学年に追加あり【要確認】 △ 「音声、活字体の大文字と小文字」「文及び文構造の一部」「読むこと及び書くことの言語活動」

【中学校】（△：追加、適用又は新規の項目 ▽：省略の項目）

新学習指導要領の規定による	総則、総合的な学習の時間、特別活動 ※ 総合的な学習の時間における「プログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための学習活動」は除かれている
現行学習指導要領の規定にかかわらず、全部又は一部について新学習指導要領によることができる	音楽、美術、技術・家庭、外国語 特別の教科 道徳 （平成 31 年度全面実施）
現行学習指導要領の規定にかかわらず、その全部又は一部について新学習指導要領によることができる しかし、現行学習指導要領による場合には次のとおりとする	社会 地理的分野「領域の範囲や変化とその特色」に適用あり【要確認】 △ 領土の範囲について北方領土に加え、竹島、尖閣諸島を扱う 歴史的分野「富国強兵・殖産興業政策」に適用あり【要確認】 △ 北方領土に触れるとともに、竹島、尖閣諸島の編入も触れる 公民的分野「世界平和と人類の福祉の増大」に適用あり【要確認】 △ 竹島や北方領土に関し残されている問題の平和的な手段による解決に向けての努力や尖閣諸島の領有権問題は存在しないことを取り上げる